

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

- 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 77
- 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境政策課) 78
- 北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則…………… (医療政策課) 78
- 食品衛生法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (食品衛生課) 79
- 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域福祉課) 80

告 示

- 道自然環境保全地域の指定…………… (自然環境課) 81
- 有害興行の指定…………… (生活文化・青少年室) 82
- 一般競争入札の資格に関する公示…………… (道立病院管理室) 82
- 一般競争入札の実施…………… (道立病院管理室) 83
- 土地改良法による国営換地処分…………… (農地調整課) 83
- 知事権限に係る保安林の指定 (2件) …… (治山課) 84
- 知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課) 84
- 道路の供用の開始…………… (道路整備課) 85
- 道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課) 85
- 都市計画の変更の決定…………… (都市計画課) 85
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課) 86

支庁告示

- 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し…………… 87
- 一般競争入札の資格に関する公示…………… 87
- 一般競争入札の実施…………… 88

札幌医科大学告示

- 一般競争入札の実施…………… 88

道室蘭土木現業所告示

- 一般競争入札による道有財産 (物品) の売払い…………… 89

道教育庁石狩教育局告示

- 一般競争入札の実施…………… 90

道教育庁渡島教育局告示

- 一般競争入札の実施…………… 92

道教育庁後志教育局告示

- 一般競争入札の資格に関する公示…………… 93
- 一般競争入札の実施…………… 94

道教育庁留萌教育局告示

- 一般競争入札の実施…………… 95

道教育庁宗谷教育局告示

- 一般競争入札の実施…………… 96

道選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 98

道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示…………… 98

道釧路方面公安委員会告示

- 警備業法第16条の2の規定に基づく指定医の指定…………… 99

道警察本部告示

- 一般競争入札の資格に関する公示…………… 99
- 一般競争入札の実施…………… 100

規

則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則 (昭和60年北海道規則第28号) の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第41条第1項第1号に規定する」を「第41条第1項の表の左欄に掲げる場合 (地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の26第1項、第72条の29第1項、第72条の30第1項又は第72条の31第1項の規定によって申告納付する場合を除く。) の区分に応じ、

空手道、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくっていきましょう。

同表の中欄に定める」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成15年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び芽室町」を「、音更町、芽室町及び陸別町」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定中音更町に係る部分は、同年10月1日から施行する。

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則
（北海道立衛生学院学則の一部改正）

第1条 北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第27条を削り、第28条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。
（授業料の免除）

第28条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
- (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定

めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
（北海道立網走高等看護学院学則の一部改正）

第2条 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第22条及び第23条を削り、第24条を第22条とし、同条の次に次の2条を加える。
（授業料の免除）

第23条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
- (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

第24条 削除

（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）

第3条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第23条を削り、第24条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。
（授業料の免除）

第24条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
- (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
（北海道立釧路高等看護学院学則の一部改正）

第4条 北海道立釧路高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第124号）の一部を次のよう

に改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(授業料の免除)

第25条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
 - (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
- (北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正)

第5条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(授業料の免除)

第25条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
 - (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
- (北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

第6条 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第26条を削り、第27条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(授業料の免除)

第27条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
- (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

食品衛生法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

食品衛生法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第20条」を「第67条」に改める。

第2条の2第1項第1号中「第19条の17第8項」を「第48条第8項」に改め、同項第2号中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改め、同項第3号中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「第23条」を「第55条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第56条」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第21条」を「第71条」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項第2号中「第19条第2項」を「第30条第2項」に、「監視及び指導」を「監視指導」に改め、同項第3号中「第22条」を「第54条」に、「食品」を「食品等」に改める。

第10条中「第10条」を「第24条」に改める。

第13条中「第14条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第14条中「第1条の2第3項」を「第4条第3項」に改める。

第15条中「第12条」を「第26条」に改める。

第16条中「第14条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第16条の2中「第1条の3第1項の規定による」を「第5条第1項に規定する」に改める。

第16条の3中「第14条の2第1項」を「第29条第1項」に改める。

第17条中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第17条の2中「第19条の2第1項」を「第49条第1項」に改める。

第17条の3第1項第1号中「第19条の17第6項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

第19条第1項中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条各号」を「第35条各号」に改め、同条第2項中「第20条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第3項中「第20条第2項」を「第67条第2項」に改める。

第22条中「第21条の2第1項」を「第53条第1項」に、「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

第22条の2中「第21条」を「第52条第1項」に改め、「規定による」を削る。

第23条中「第21条第1項の規定により」を「第52条第1項の」に改め、同条ただし書中「の届け出」を「に係る届出」に改め、同条第1号中「規則第21条の規定により、」を削り、「第20条第1項第1号」を「第67条第1項第1号」に、「第20条の2第1項第1号又は第20条の3第1項第1号」を「第68条第1項第1号、第69条第1項第1号又は第70条第1項第1号」に改める。

第23条の2第1項中「第20条の2第1項」を「第68条第1項」に改め、同条第2項中「第20条の3第1項」を「第69条第1項」に改め、同条第3項中「第20条の4第1項」を「第70条第1項」に改める。

第24条中「第22条」を「第72条」に改める。

別表2の事項中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別記様式第7号中「第14条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別記様式第8号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

別記様式第8号の2中「第15条第2項」を「第26条第2項」に改める。

別記様式第9号中「第19条の17第8項」を「第48条第8項」に、「第4条の2」を「第13条」に、「第19条の17第6項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

別記様式第10号中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第22条から第24条」を「第54条から第56条」に改める。

別記様式第10号の4中「平成」を削り、「第21条」を「第52条」に改める。

別記様式第11号中「第21条」を「第71条」に改める。

別記様式第13号の2、別記様式第13号の3及び別記様式第13号の4中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

（と畜場法施行細則の一部改正）

第2条 と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第14条」を「第15条」に改める。

別記第13号様式中「第14条の」を「第15条の」に改め、同様式の末尾欄備考2の事項中

「第14条第2項に」を「第15条第2項に」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。

第14条中「第14条」を「第32条」に改める。

第19条第2項中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。

別記第9号様式中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の営業許可証で現にその効力を有するものは、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の営業許可証とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知事」を「毎年度知事」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前年度に引き続き当該修学資金の貸付を受けようとする者については、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

第2条第2項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）誓約書（別記第1号様式の2）

別記第1号様式の（表）中「（表）」を削り、「氏名・性別」を「氏 名」に改め、「男 ・ 女」を削り、同様式の（裏）を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

本 人 氏 名 (印)

連帯保証人 本籍地
住 所
本人との関係
氏 名 (印)

連帯保証人 本籍地
住 所
本人との関係
氏 名 (印)

社会福祉士（介護福祉士）修学資金の貸付を受けることになった場合は、北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例及び北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の条項を堅く守ることはもちろん、卒業後は、社会福祉士又は介護福祉士として同条例及び同規則で定められた介護等の業務に従事することを誓います。

万一本人に不都合なことがあったときは、連帯保証人が一切の責めを引き受けます。

なお、次年度以降において引き続き当該修学資金の貸付を受ける場合にも、この誓約内容を守ります。

別記第2号様式の（裏）中12の事項を削る。

別記第4号様式中「氏 名 ・ 性 別」を「氏 名」に改め、「男 ・ 女」を削る。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道社会福祉士及び介護福祉士修学

資金貸付条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第251号

昭和51年北海道告示第1821号（道自然環境保全地域の指定）の一部を次のように改正し、北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第9項の規定により区域を拡張し、同条例第15条第4項の規定により保全計画の変更を決定し、同条例第17条第2項の規定により特別地区の区域を変更する。

その区域を示した図面は省略し、北海道環境生活部環境室自然環境課、北海道渡島支庁地域政策部環境生活課及び北海道檜山支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- (2)の事項を次のように改める。
 - 区域
松前郡松前町及び檜山郡上ノ国町に所在する道有林渡島西部管理区71林班、119林班、120林班、133林班及び134林班の全部並びに60林班、70林班、78林班から80林班まで、118林班及び135林班から137林班までの一部
- 2の事項を次のように改める。
 - 保全計画の決定の概要
 - 自然環境の特質
この地域一帯の植生は、標高800m付近からチシマザサの優占する風衝草原が占めている。
また、大千軒岳以北と黄金山以南の地域一帯は、ダケカンバ群落と良好なブナの天然林が隣接して分布している。
 - 規制に関する事項
本地域のうち、チシマザサの優占する風衝草原や高山性植物が自生する自然草原及びその周辺のダケカンバと良好なブナの天然林、キタゴヨウ等多様な植物社会を形成している地区を特別地区として指定する。
その中でも、風衝草原及び雪田草原に生育する植物群落など高山性植生と低地の植物が混生する草原を野生動植物保護地区とし、保護すべき植物として122種を指定する。
- 3の事項を次のように改める。
 - 特別地区の指定

区

域

面

積

土

地

所

有

別

面

積

松前郡松前町及び檜山郡上ノ国町に所在する道有林渡島西部管理区119林班、120林班、133林班及び134林班の全部並びに60林班、70林班、71林班、78林班から80林班まで、118林班及び135林班から137林班までの一部

2,393.60ha

道有地（道有林）2,393.60ha

北海道告示第252号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別

興行の題名

制作会社又は配給会社

指定の範囲

指定の理由

映画

新・O嬢の物語

マ ク ザ ム

全 部

著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

同

官能の館 人妻昇天

新 東 宝 映 画

同

熟女・発情 タマしゃぶり

同

同

透光の樹

アルゴ・ピクチャーズ

同

淫欲怪談 美肉ハメしびれ

オ ー ピ ー 映 画

北海道告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において北海道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約

平成16年3月25日に一般競争入札の公告を行う北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給に係る契約

(2) 資 格

北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類

北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

平成16年3月12日（金）から19日（金）まで

(2) 申 請 の 方 法

提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(3) 提出先の名称及び所在地

北海道保健福祉部道立病院管理室
札幌市中央区北3条西6丁目

5 資 格 審 査 の 再 申 請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作

成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第254号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給一式

(2) 調達する役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第253号に規定する北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階9号会議室

(2) 入札日時 平成13年3月25日 午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）のそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部道立病院管理室

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 25-863

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、豊頃町報徳地区（中央工区・西工区）の換地処分をした。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第256号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 静内郡静内町字農屋106の1・106の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件
- （1）立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字大津467から469まで・字高野763・764（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、724、762
- （2）指 定 の 目 的 魚つき
- （3）指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字上川662（次の図に示す部分に限る。）
- （2）指 定 の 目 的 公衆の保健
- （3）指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林の所在場所 上磯郡木古内町字亀川350（次の図に示す部分に限る。）
- （2）指 定 の 目 的 干害の防備
- （3）指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字亀川350（次の図に示す部分に限る。）
- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町32の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ			
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 美 沢 上 富 良 野 線	空知郡上富良野町1948番631地先から 空知郡上富良野町1948番46地先まで	平成16. 3. 12	
道道 当 麻 上 川 線	上川郡当麻町1629番1地先から 上川郡当麻町3650番1地先	同	
道道 当 麻 比 布 線	上川郡当麻町1521番4地先（一般国道39号交点）から 上川郡当麻町1539番1地先まで 上川郡比布町5868番1地先から 上川郡比布町882番40地先まで	同	
道道 鷹 栖 東 鷹 栖 比 布 線	上川郡比布町1017番1地先から 上川郡比布町2652番10地先まで	同	
道道 温 根 別 剣 淵 停 車 場 線	士別市温根別3896番2地先から 士別市温根別3518番9地先まで	同	
道道 西 風 連 士 別 線	士別市多寄町3966番1地先から 士別市多寄町3966番1地先まで	同	
道道 旭 川 層 雲 峽 自 転 車 道 線	上川郡当麻町7246番地先から 上川郡当麻町1579番5地先まで	同	

北海道告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ			
1 道路の種類	道道		
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域			
路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
丹 羽 今 金 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北檜山町字丹羽369番1地先（一般国道230号交点）から瀬棚郡北檜山町字丹羽360番1地先まで	前	21.82mから 43.05mまで 200.00m 一般国道230号 重複9.95m
		後	21.82mから 21.88mまで 200.00m 一般国道230号 重複9.95m

樽 前 錦 岡 線 北海道室蘭土木現業所	千歳市モラップ国有林石狩森林管理署 6005林班地先から苫小牧市字錦岡国有林 胆振東部森林管理署382林班地先まで	前	4.80mから 26.00mまで	1,211.00m	—
		後	11.50mから 40.00mまで	1,201.00m	—
豊 浦 京 極 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡豊浦町字大和370番1地先から 虻田郡豊浦町字大和72番4地先まで	前	23.50mから 30.00mまで	222.30m	—
		後	23.50mから 30.00mまで	222.30m	—
落 合 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	空知郡南富良野町字落合871番地先から 空知郡南富良野町字落合943番地先まで	前	20.83mから 35.57mまで	399.86m	—
		前	20.93mから 49.78mまで	400.00m	—
		後	20.93mから 49.78mまで	400.00m	—

北海道告示第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。
その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ			
1 深川都市計画道路に係る事項			
(1) 都市計画の種類	道路		
(2) 都市計画を定める土地の区域			
種 別 名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・4・1号 本 町 通	深川市深川町字メム	深川市一巳町字一巳	深川市西町
幹線街路 3・4・2号 駅 前 通	深川市1条南1丁目	深川市音江町字広里	深川市広里町1丁目
幹線街路 3・4・3号 一巳5丁目通	深川市あけぼの町	深川市7条	深川市北光町2丁目
幹線街路 3・4・4号 公 園 通	深川市西町	深川市7条	深川市7条
幹線街路 3・4・5号 10 号 線	深川市錦町西	深川市西町	深川市西町
幹線街路 3・4・6号 11 号 線	深川市錦町	深川市緑町	深川市西町
幹線街路 3・4・7号 深川6丁目線	深川市新光町	深川市7条	深川市3条
幹線街路 3・4・8号 一巳6丁目線	深川市稲穂町1丁目	深川市7条	深川市3条
幹線街路 3・4・9号 蓬 萊 町 線	深川市2条	深川市2条	深川市2条
幹線街路 3・4・10号 一巳5番通	深川市北光町1丁目	深川市稲穂町1丁目	深川市北光町1丁目
幹線街路 3・4・11号 山 一 線	深川市錦町西1丁目	深川市北光町2丁目	深川市新光町1丁目
幹線街路 3・4・12号 一巳7丁目線	深川市2条	深川市7条	深川市3条
幹線街路 3・4・13号 一巳8丁目線	深川市2条	深川市5条	深川市3条
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)			

2 士別都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・2・1号 広 通	士別市東2条15丁目	士別市東2条北4丁目	士別市東2条5丁目
幹線街路	3・3・2号 西中央通	士別市大通西5丁目	士別市西士別町	士別市西2条5丁目
幹線街路	3・3・3号 大 通	士別市南町東4区	士別市下士別町	士別市大通東5丁目
幹線街路	3・3・4号 南 大通	士別市西2条8丁目	士別市東山町	士別市大通東8丁目
幹線街路	3・3・5号 中 央 通	士別市大通東5丁目	士別市東山町	士別市東5条5丁目
幹線街路	3・4・6号 宮 下 通	士別市西4条1丁目	士別市東7条1丁目	士別市大通東1丁目
幹線街路	3・4・7号 名 越 通	士別市大通西12丁目	士別市西5条12丁目	士別市西2条11丁目
幹線街路	3・4・8号 東 大 通	士別市東3条19丁目	士別市東2条北9丁目	士別市東4条5丁目
幹線街路	3・4・9号 西 大 通	士別市西4条北6丁目	士別市西4条8丁目	士別市西4条5丁目
幹線街路	3・4・10号 北 大 通	士別市西3条北7丁目	士別市東8条北5丁目	士別市大通北7丁目
幹線街路	3・4・11号 12丁目通	士別市大通東11丁目	士別市東6条11丁目	士別市東2条11丁目
幹線街路	3・4・12号 西三条通	士別市西2条8丁目	士別市西2条6丁目	士別市西2条7丁目
幹線街路	3・4・13号 開 南 通	士別市西2条9丁目	士別市西2条19丁目	士別市西2条14丁目
幹線街路	3・3・14号 南 郷 通	士別市東4条15丁目	士別市南士別町	士別市大通西15丁目
幹線街路	3・2・15号 西 広 通	士別市西5条1丁目	士別市西5条12丁目	士別市西5条5丁目
幹線街路	3・4・16号 東 広 通	士別市東6条15丁目	士別市東8条北5丁目	士別市東7条5丁目
幹線街路	3・4・17号 南 進 通	士別市西4条16丁目	士別市西4条19丁目	士別市西4条17丁目
幹線街路	3・4・18号 若 葉 通	士別市西3条20丁目	士別市東2条20丁目	士別市大通西20丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成16年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通）
- (3) 事業施行期間 平成8年10月15日から平成19年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

- 2(1) 施行者の名称 札幌市

- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・612号厚別東通）
- (3) 事業施行期間 平成10年10月6日から平成18年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

- 3(1) 施行者の名称 余市町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 余市都市計画道路事業（3・4・13号河口港線）
- (3) 事業施行期間 平成11年5月18日から平成18年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

- 4(1) 施行者の名称 小樽市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 小樽都市計画道路事業（3・4・48号礼文塚通及び3・4・47号和字尻中央通）
- (3) 事業施行期間 平成9年6月27日から平成17年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

- 5(1) 施行者の名称 小樽市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 小樽都市計画道路事業（3・4・50号銭函新通及び3・4・47号和字尻中央通）
- (3) 事業施行期間 平成6年7月22日から平成18年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

- 6(1) 施行者の名称 北見市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・3・2号青葉通）
- (3) 事業施行期間 平成9年6月6日から平成19年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第6号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成16年3月12日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

1 住 所	旭川市神楽2条4丁目1番10号 佐々木マンション201
2 商 号 又 は 名 称	サクセス
3 氏 名	齊藤 光雄
4 登 録 番 号	北海道知事(1)上第00399号
5 主たる営業所の所在地	旭川市神楽2条4丁目1番10号 佐々木マンション201
6 従たる営業所の名称及び所在地	なし

北海道日高支庁告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月12日

北海道日高支庁長 脇 田 宏 行

1 資格及び委託業務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年3月12日に一般競争入札の公告を行う平成15年台風10号災害流木処理業務委託契約

(2) 資 格 平成15年台風10号災害流木処理業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 平成15年台風10号災害流木処理業務

2 資 格 要 件

(1) 入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）は、共同企業体又は中小企業等協同組合法等に基づく法人である場合を除き、次のいずれにも該当すること。

ア 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でない

こと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 道税の滞納がないこと。

オ 木材資源の再生利用の実績と再生品の販路を有すること。

カ 北海道内に本店又は営業所等を有すること。

キ 当該業務を担当する業務処理責任者はカに規定する本店又は営業所等に勤務している者であること。

(2) 共同企業体又は中小企業等協同組合法等に基づく法人の要件

共同企業体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）若しくは中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）が入札参加資格を得ようとする場合は、それぞれ次の要件をすべて満たすこと。

ア 共同企業体の要件

(ア) 共同企業体の構成員は、(1)のアからエまで及びカの要件をすべて満たしていること。

(イ) 共同企業体の構成員の1者以上が、(1)のオの要件を満たしていること。

(ウ) 共同企業体は、(1)のキの要件を満たしていること。

(エ) 本業務の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業又は他の共同企業体若しくは中小企業等協同組合又は協業組合の構成員として参加する者でないこと。

イ 中小企業等協同組合法等に基づく法人の要件

(ア) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「法人」という。）であること。

(イ) 法人は、(1)のアからエまで、カ及びキの要件をすべて満たしていること。

(ウ) 法人の構成員の1者以上が、(1)のオの要件を満たしていること。

(エ) 本業務の入札に参加する法人の構成員は、単体企業又は他の共同企業体若しくは法人の構成員として参加する者でないこと。

3 資格審査の申請時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 平成16年3月15日（月）から24日（水）まで

(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道日高支庁総務部会計課事業管理室

イ 提出先の所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56

4 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は分割により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 6 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道日高支庁告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月12日 北海道日高支庁長 脇 田 宏 行 1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称 平成15年台風10号災害流木処理業務 (2) 委託業務の仕様 入札説明書による。 (3) 委託業務の期間 契約締結日の翌日から平成17年2月28日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成16年北海道日高支庁告示第1号に規定する平成15年台風10号災害流木処理業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 浦河郡浦河町栄丘東通56 北海道日高支庁閲覧室 4 入札執行の場所及び日時	(1) 入 札 場 所 浦河郡浦河町栄丘東通56 北海道日高支庁4階講堂 (2) 入 札 日 時 平成16年4月22日（木）午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 浦河郡浦河町栄丘東通56 北海道日高支庁総務部会計課事業管理室 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 8 契約書作成の要否 要 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 そ の 他 (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道日高支庁農業振興部調整課 イ 所 在 地 郵便番号 057-0023 浦河郡浦河町栄丘東通56 電話番号 01462-2-2211 (2) この入札公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。 (3) この入札の執行は、公開する。 (4) 詳細は、入札説明書による。 札幌医科大学告示 札幌医科大学告示第34号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
--	---

平成16年3月12日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 入札に付する事項 次の解剖遺体搬送車賃貸借業務について入札に付するものとする。 (1) 予定回数、賃貸借の内容 入札説明書による。 (2) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定するものでないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。 (5) 遺体搬送用自動車を7台以上保有している者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月12日（金）から19日（金）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 札幌医科大学事務局総務課 札幌市中央区南1条西17丁目 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟1階会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年3月29日（月）午後13時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札	郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 すべての入札金額（単価）がそれぞれの予定価格の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011－611－2111 内線 2112 (4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。 (5) 詳細は、入札説明書による。
道室蘭土木現業所告示	
北海道室蘭土木現業所告示第4号 次のとおり一般競争入札により道有財産（物品）を売り払う。 平成16年3月12日 北海道室蘭土木現業所長 小 室 裕 一 1 入札に付する物品、数量及び引渡場所 (1) パトロールカー 1台 登別出張所 (2) 同 1台 浦河出張所 (3) 作業車 1台 洞爺出張所 (4) 同 1台 門別出張所 (5) 道路維持作業車 1台 苫小牧出張所 (6) 同 1台 登別出張所	

(7) 路面清掃車 1台 苫小牧出張所 (1)から(7)までについては、それぞれの入札とする。 2 入札に参加する者に必要な資格 当該物品を直接自己の事業目的に使用する者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月12日から22日まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-0016 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 競争入札心得、契約条項その他関係書類を示す場所 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 電話 0143-22-9131 内線 4115 5 入札執行の日時及び場所 (1) 入 札 日 時 平成16年3月29日（月）午前10時 (2) 入 札 場 所 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所4階会議室 6 入 札 保 証 金 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。 なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。 7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 保 証 金 落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。	なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。 10 契約書作成の要否及び代金支払方法 契約書の作成を要し、代金は北海道室蘭土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 道教育庁石狩教育局告示 北海道教育庁石狩教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月12日 北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 消防用設備等点検業務委託 (ア) 道立学校消防用設備等点検業務委託（石狩支庁南部地区） 一式 委 託 対 象 校 札幌東高等学校、札幌啓成高等学校、札幌白石高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、札幌東商業高等学校、江別高等学校、野幌高等学校、大麻高等学校、千歳高等学校、千歳北陽高等学校、恵庭南高等学校、恵庭北高等学校、北広島高等学校、北広島西高等学校、札幌盲学校、札幌養護学校、札幌養護学校共栄分校及び白樺高等養護学校 (イ) 道立学校消防用設備等点検業務委託（石狩支庁中部地区） 一式 委 託 対 象 校 札幌西高等学校、札幌南高等学校、札幌月寒高等学校、札幌手稲高等学校、札幌西陵高等学校、札幌南陵高等学校、札幌真栄高等学校、札幌稲西高等学校、札幌稲北高等学校、札幌稲雲高等学校、札幌平岡高等学校、札幌琴似工業高等学校、有朋高
--	--

等学校、高等盲学校、札幌養護学校もなみ学園分校、真駒内養護学校、星置養護学校及び札幌高等養護学校 (ウ) 道立学校消防用設備等点検業務委託（石狩支庁北部地区） 一式 委 託 対 象 校 札幌北高等学校、札幌北陵高等学校、札幌丘珠高等学校、札幌東陵高等学校、札幌東豊高等学校、札幌篠路高等学校、札幌拓北高等学校、札幌国際情報高等学校、札幌工業高等学校、当別高等学校、石狩翔陽高等学校、石狩南高等学校、浜益高等学校、札幌豊学校、新篠津高等養護学校及び拓北養護学校 イ 特定建築物環境衛生管理業務委託 (ア) 道立高等学校特定建築物環境衛生管理業務委託（石狩支庁南部地区） 一式 委 託 対 象 校 札幌東高等学校、札幌啓成高等学校、札幌白石高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、札幌東商業高等学校、江別高等学校、野幌高等学校、大麻高等学校、千歳高等学校、恵庭南高等学校、北広島高等学校及び北広島西高等学校 (イ) 道立高等学校特定建築物環境衛生管理業務委託（石狩支庁中部地区） 一式 委 託 対 象 校 札幌西高等学校、札幌南高等学校、札幌月寒高等学校、札幌西陵高等学校、札幌南陵高等学校、札幌真栄高等学校、札幌稲西高等学校、札幌稲北高等学校、札幌稲雲高等学校、札幌平岡高等学校及び札幌琴似工業高等学校 (ウ) 道立高等学校特定建築物環境衛生管理業務委託（石狩支庁北部地区） 一式 委 託 対 象 校 札幌北高等学校、札幌丘珠高等学校、札幌東陵高等学校、札幌東豊高等学校、札幌篠路高等学校、札幌拓北高等学校、札幌国際情報高等学校、石狩翔陽高等学校及び石狩南高等学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 アの(ア)からウまで及びイの(ア)からウまでそれぞれに掲げる委託対象校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 1の(1)の(ア)にあっては平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を、1の(1)の(イ)にあっては建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号以下「法律」という。）第12条の2第1項により、都道府県知事から建築物環境衛生一般管理業または建築物環境衛生総合管理業、及び建築物飲料水貯水水槽清掃業の登録証明書が交付されていること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	(3) 石狩支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。 (4) 業務に対応できる資格者として、1の(1)の(ア)及び(ウ)においては第1類、第3類、第4類、第5類、第6類、第7類の資格を有する消防設備士が10名以上並びに電気工事士が2名以上、1の(1)の(イ)においては第1類、第4類、第5類、第6類、第7類の資格を有する消防設備士10名以上並びに電気工事士が2名以上それぞれ在職していること。 (5) 法律第7条に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者が、1の(1)の(イ)の(ア)においては9名以上、1の(1)の(イ)の(イ)においては8名以上、1の(1)の(イ)の(ウ)においては7名以上それぞれ在職していること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月12日（金）から22日（月）まで イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 <table border="0"> <tr> <td>(1) 入 札 場 所</td><td>札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階2号会議室</td></tr> <tr> <td>(2) 入 札 日 時</td><td>1の(1)の(ア)の(ア) 平成16年4月1日（木）午前10時</td></tr> <tr> <td></td><td>同 (イ) 同 午前11時</td></tr> <tr> <td></td><td>同 (ウ) 同 午後1時</td></tr> <tr> <td></td><td>同 イの(ア) 同 午後2時</td></tr> <tr> <td></td><td>同 (イ) 同 午後3時</td></tr> <tr> <td></td><td>同 (ウ) 同 午後4時</td></tr> </table> (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札	(1) 入 札 場 所	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階2号会議室	(2) 入 札 日 時	1の(1)の(ア)の(ア) 平成16年4月1日（木）午前10時		同 (イ) 同 午前11時		同 (ウ) 同 午後1時		同 イの(ア) 同 午後2時		同 (イ) 同 午後3時		同 (ウ) 同 午後4時
(1) 入 札 場 所	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階2号会議室														
(2) 入 札 日 時	1の(1)の(ア)の(ア) 平成16年4月1日（木）午前10時														
	同 (イ) 同 午前11時														
	同 (ウ) 同 午後1時														
	同 イの(ア) 同 午後2時														
	同 (イ) 同 午後3時														
	同 (ウ) 同 午後4時														

保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、構成員の一部に免税業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－231－4111 内線 34－515 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	北海道教育庁渡島教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月12日 北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 渡島管内道立高等学校消防用設備等点検業務委託 一式 イ 渡島管内道立特殊教育諸学校消防用設備等点検業務委託 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 ア 渡島管内道立高等学校 17校 イ 渡島管内道立特殊教育諸学校 7校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成16年3月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。 (4) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、スプリンクラー設備、連結送水管、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯、誘導標識、自家発電装置、防火シャッターの消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全、確実に実施するために3人以上の有資格者を従事させることができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月12日（金）から22日（月）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
道教育庁渡島教育局告示	

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403会議室 (2) 入札日時 ア 1の(1)のAに係る分 平成16年4月1日(木)午前10時 イ 同(2)のイに係る分 同(木)午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課	税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 041-8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138-47-9000 内線 3118 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
道教育庁後志教育局告示	
北海道教育庁後志教育局告示第4号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年3月12日 北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛 1 資格及び調達をする役務の種類 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契約 平成16年3月12日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁後志教育局物品運送業務 (2) 資格 北海道教育庁後志教育局物品運送業務の資格(以下「資格」という。) (3) 特定役務の種類 北海道教育庁後志教育局物品運送業務 2 資格要件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこ	

と。

- (3) 道税を滞納している者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。
- (6) 平成16年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月12日（金）から23日（火）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- (3) 提出先の名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (4) 提出先の所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
 - (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資 格 の 喪 失
- 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道教育庁後志教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年3月12日

北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
ア 調達をする役務の名称 北海道教育庁後志教育局物品運送業務
各運送先区分の1個当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 後志管内 4,270個
上記以外の北海道内（離島を除く。） 320個
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道教育庁後志教育局告示第4号に規定する北海道教育庁後志教育局物品運送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎3階1号A会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年3月30日（火）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、すべての単価が最低である者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。) (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 044－8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136－22－1111 内線 3112 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	平成16年3月12日 北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 平成16年度道立学校（南部ブロック）消防用設備等点検業務 一式（4校） イ 同 （北部ブロック）消防用設備等点検業務 一式（4校） (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 ア （南部ブロック） 北海道留萌高等学校、北海道留萌千望高等学校、北海道増毛高等学校及び北海道小平高等養護学校 イ （北部ブロック） 北海道苫前商業高等学校、北海道羽幌高等学校、北海道遠別農業高等学校及び北海道天塩高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 消防法で定める資格を有する者が次の人数を満たしていること。 ア 消防設備士第1類 3名（うち2名まで消防設備点検者第1種有資格者による代替可能なこと。） イ 消防設備士第4及び5類 それぞれ2名（両類とも1名まで消防設備点検者第2種有資格者による代替可能なこと。また、第4類資格者中1名は電気工事士の資格を有すること。） ウ 消防設備士第6及び7類 それぞれ1名 なお、アからウまでに掲げる必要資格は同一人物が重複して有することを妨げないものとする。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月12日（金）から19日（金）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
道教育庁留萌教育局告示	
北海道教育庁留萌教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌合同庁舎4階北海道教育庁留萌教育局会議室 (2) 入 札 日 時 1の(1)のア (南部ブロック) 平成16年4月1日(木) 午前10時30分 2の(1)のイ (北部ブロック) 同 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)相当額を含む)の100分の5以上に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す	る額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 077-0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 電話番号 0164-42-1511 内線 3115 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。 なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。 (7) 詳細は、入札説明書による。 道教育庁宗谷教育局告示 北海道教育庁宗谷教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成16年3月12日 北海道教育庁宗谷教育局長 松 本 昭 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 宗谷管内道立学校消防用設備等点検業務(宗谷北地区) 委託対象校 北海道稚内高等学校、北海道稚内商工高等学校、北海道豊富高等学校、北海道利尻高等学校、北海道礼文高等学校及び北海道稚内養護学校 イ 宗谷管内道立学校消防用設備等点検業務(宗谷南地区)
---	---

委託対象校 北海道浜頓別高等学校、北海道枝幸高等学校及び北海道中頓別農業高等学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履行場所 (1)のア及びイに掲げる委託対象校による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 消防法で定める資格を有するものが次の人数を満たしていること。 ア 消防設備士第1類 3名（うち2名まで消防設備点検者第1種有資格者による代替が可能なこと。） イ 消防設備士第4類 2名（うち1名まで消防設備点検者第2種有資格者による代替が可能なこと。） ウ 消防設備士第5から7類まで それぞれ1名 エ 消防設備士第4類又は第7類のうち電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けているもの 1名 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成16年3月12日（金）から19日（金）まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097－8639 北海道稚内市末広4丁目2番地27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道稚内市末広4丁目2番地27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目2番地27号 北海道宗谷合同庁舎4階大会議室 (2) 入札日時 平成15年4月1日（木）午後2時	(3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札時において、2の規定する資格を有しないもののした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 097－8639 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
---	---

電話番号 0162－33－2510 内線 3115				北 見 市 30,038				根 室 市 8,769							
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。				岩 見 沢 市 22,732				千 歳 市 23,769							
(5) この入札の執行は、公開とする。				網 走 市 11,260				滝 川 市 12,578							
(6) 詳細は、入札説明書による。				留 萌 市 7,685				深 川 市 7,371							
				苫 小 牧 市 46,046				富 良 野 市 6,878							
				稚 内 市 11,669				登 別 市 15,017							
				美 唄 市 8,372				恵 庭 市 17,502							
				江 別 市 32,699				伊 達 市 9,944							
				紋 別 市 7,546				北 広 島 市 15,801							
				名 寄 市 7,351				石 狩 市 14,995							
3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数															
北海道警察函館方面本部管轄区域															
50分の1の数 8,570															
3分の1の数 138,078															
北海道警察旭川方面本部管轄区域															
50分の1の数 12,084															
3分の1の数 167,365															
北海道警察釧路方面本部管轄区域															
50分の1の数 11,594															
3分の1の数 163,281															
北海道警察北見方面本部管轄区域															
50分の1の数 5,397															
3分の1の数 89,940															
道 公 安 委 員 会 告 示															
北海道公安委員会告示第35号															
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。															
平成16年3月12日															
北海道公安委員会委員長 佐 野 文 夫															

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第22号

平成16年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年3月12日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数 92,824

3分の1の数 840,200

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	7,811	札幌市北区	72,954
渡島支庁所管区域	47,248	札幌市東区	68,496
檜山支庁所管区域	14,785	札幌市白石区	55,434
後志支庁所管区域	30,628	札幌市厚別区	34,558
空知支庁所管区域	53,215	札幌市豊平区	57,474
上川支庁所管区域	36,273	札幌市清田区	28,893
留萌支庁所管区域	10,011	札幌市南区	41,882
宗谷支庁所管区域	9,629	札幌市西区	56,115
網走支庁所管区域	41,097	札幌市手稲区	36,543
胆振支庁所管区域	18,980	函 館 市	78,122
日高支庁所管区域	22,677	小 樽 市	41,280
十勝支庁所管区域	50,662	旭 川 市	99,146
釧路支庁所管区域	22,365	室 蘭 市	28,414
根室支庁所管区域	13,970	釧 路 市	51,207
札幌市中央区	52,938	帯 広 市	46,256

番号	検定申請者の氏名又は名称及び所在地	型 式 の 概 要				検 定 番 号	検 定 の 有 効 期 間
		遊技機の種別	遊技機の区分	型 式 名	型式試験番号		
1	株式会社 エマ 兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4	回胴式遊技機	規則第6条第2号	イッカクセンキンミヤビソノイチ	34096500	第34096500号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
2	株式会社 エマ 兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4	回胴式遊技機	規則第6条第2号	メンソーレー30	34101800	第34101800号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
3	株式会社 エマ 兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4	回胴式遊技機	規則第6条第2号	メンソーレ	34104300	第34104300号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
4	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CR暴れん坊將軍R1	30107500	第30107500号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
5	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	アレンジボール遊技機	規則第6条第3号	CRバーニングラッシュ	35097500	第35097500号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
6	アビリティ株式会社 大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号	回胴式遊技機	規則第6条第2号	マリンパニックー30	34103500	第34103500号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
7	株式会社 銀座 愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRナンタNK	30104900	第30104900号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
8	株式会社 銀座 愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRナンタNS	30100300	第30100300号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
9	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CR純次HR10	30109400	第30109400号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
10	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CR純次HR	30111500	第30111500号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
11	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRフィーバークリムゾンフィアG30	30106900	第30106900号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
12	京楽産業株式会社 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRぱちんこイエローキャプXR1	30109300	第30109300号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
13	京楽産業株式会社 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRぱちんこイエローキャプVR1	30109700	第30109700号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
14	京楽産業株式会社 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRぱちんこイエローキャプMR1	30107700	第30107700号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
15	豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CR横山やすし伝説S	30111900	第30111900号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
16	豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CR横山やすし伝説M	30109900	第30109900号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
17	奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目2番18号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号ロ	CRマジカルランプR15X	32110400	第32110400号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
18	奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目2番18号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号ロ	CRマジカルランプR1W	32110100	第32110100号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
19	株式会社 平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	ダブルタイガーV	31108000	第31108000号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
20	株式会社 平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	ダブルウイングV	31107600	第31107600号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
21	株式会社 平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CR・ダブルウイングK	31107100	第31107100号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
22	株式会社 平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRバーニャールYJ2	40001000	第40001000号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
23	京楽産業株式会社 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRぱちんこイエローキャプTR1	30110800	第30110800号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間

24	ベルコ株式会社 東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階	回胴式遊技機	規則第6条第2号	デジガムR-30	34106300	第34106300号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
25	ベルコ株式会社 東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階	回胴式遊技機	規則第6条第2号	デジガムR	34105900	第34105900号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
26	株式会社 三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRフィーバークアナインMR7M	30110300	第30110300号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
27	株式会社 銀座 愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRナンタNH	30109600	第30109600号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
28	株式会社 ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRドッキドキ！西遊記MA	30106700	第30106700号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
29	株式会社 ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRドッキドキ！西遊記MB	40000100	第40000100号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間
30	株式会社 ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ	CRディスコキングMD	30112100	第30112100号	公示の日（平成16年3月12日）から3年間

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。
平成16年3月12日

北海道釧路方面公安委員会委員長 新 妻 賢 二

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地

氏 名	病 院 等 の 名 称	病 院 等 の 所 在 地
中 條 拓	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1番12号
伊 藤 勝 三	北海道立緑ヶ丘病院	河東郡音更町緑が丘1番地

2 指定年月日 平成16年3月3日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月12日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年3月12日に一般競争入札の公告を行う大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託契約
- (2) 資 格 大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 大型拾得物件（自転車等）搬送業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成16年3月1日現在において、引き続き2年以上運送事業を営んでいること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月12日から29日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道警察本部告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月12日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 大型拾得物件（自転車等）搬送業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年5月6日から平成17年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道警察本部告示第36号に規定する大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成16年4月2日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 郵便等による入札 郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課	イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011－251－0110 内線 2236 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
--	--

